

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）とパリ協定の関係について

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)

(1992年採択、1994年発効。日本は1993年に締結)

- **全国連加盟国（197ヶ国・地域）が締結・参加。**
- 大気中の温室効果ガス濃度の安定化が究極の目的。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。
- CDBRRRC (Common But Differentiated Responsibilities) の考え方 → 先進国は途上国に比べて重い責任を負うべき。

＜条約の目的を達成するための具体的枠組み＞

京都議定書 (2020年までの枠組)

- ・ UNFCCC締約国のみ署名・締結可能（議定書24条・25条）
- ・ UNFCCCを脱退すれば、京都議定書も脱退（議定書27条）

○ 先進国(附属書 I 国)のみ条約上の数値目標を伴う削減義務

- ・ 2001年 米国離脱宣言
- ・ 2002年 日本批准
- ・ 2005年 京都議定書発効

【第一約束期間】(2008年～2012年)

- ・ 日本(▲6%(90年度比))、EU(▲8%(同))、ロシア、豪州等に数値目標。

・ カナダは2012年に議定書自体から脱退。

【第二約束期間】(2013年～2020年) <未発効>

- ・ EU、豪州等に数値目標。
- ・ 日本、ロシア、ニュージーランドは不参加。

パリ協定 (2020年以降の将来枠組)

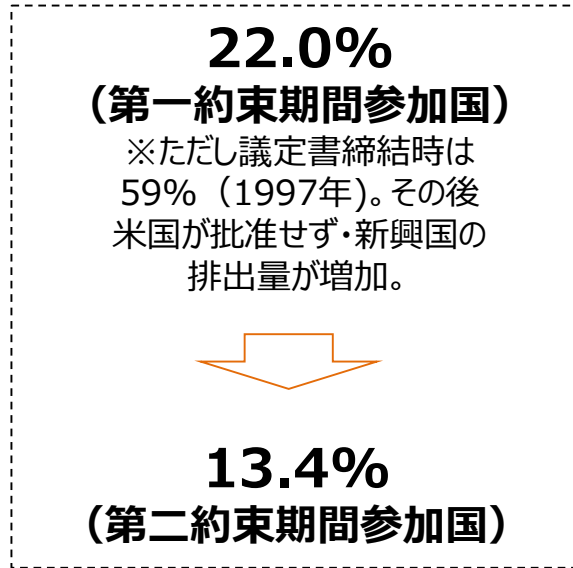
- ・ UNFCCC締約国のみ署名・締結可能（協定20条・21条）
- ・ UNFCCCを脱退すれば、パリ協定も脱退（協定28条）

○ 全ての国に削減目標提出・削減義務

- ・ 2015年11月 COP21パリ協定採択
- ・ 2016年4月 日本署名
- ・ 2016年11月 パリ協定発効
- ・ 2016年5月より、パリ協定特別作業部会（APA）等において UNFCCC全加盟国（197ヶ国・地域）により、パリ協定の実施指針（案）を交渉開始。
- ・ 2018年12月 実施指針採択予定。

温室効果ガス排出シェア及び京都議定書・パリ協定の参加カバー率

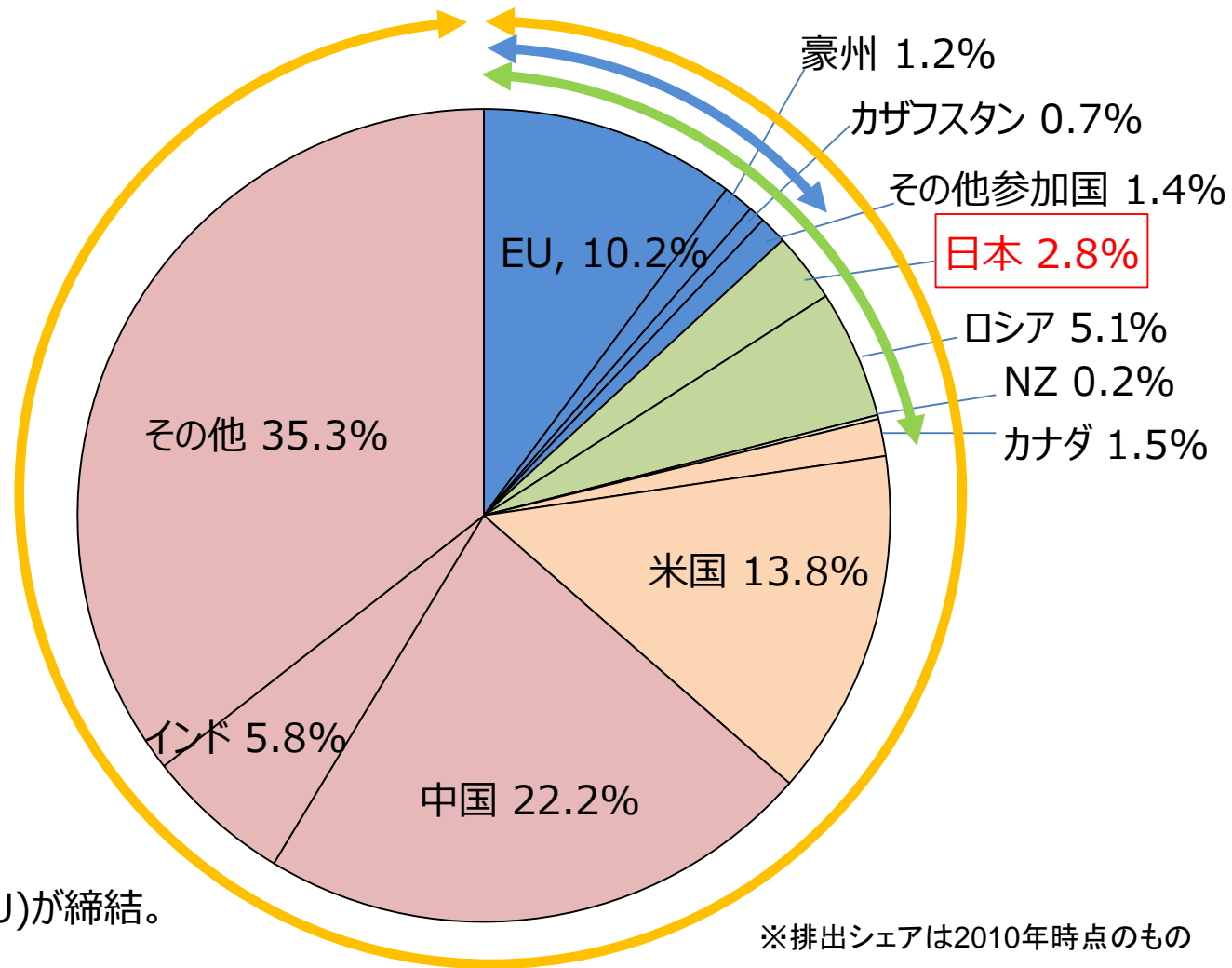
【京都議定書】



【パリ協定】

**全ての主要国が参加する合意
(2020年以降の枠組み)**

※2018年5月時点で176か国・1地域(EU)が締結。



※排出シェアは2010年時点のもの

出典: IEA, CO2 Emissions from Fuel Combustion (2014)をもとに経済産業省作成。世界計から、国際海運・航空部門を除いた。

気候変動枠組条約 (1992)

- ・「共通だが差異ある責任」(Common but Differentiated Responsibilities)
- ・「附属書」において、90年頃の経済状況により先進国と途上国を二分化

京都議定書 (1997) COP3

- ・先進国のみに排出削減義務あり (法的枠組み)
- ・米国 (当時の最大排出国) は批准せず
- ・削減義務の数値 (日本は1990年比▲6%) はトップダウン型で設定
(→日本は約1,600億円の国費でのクレジット購入等により義務達成)
- ・CDM等「京都メカニズム」の実効性 (厳格な国連管理等に起因)
- ・日本は第2約束期間 (2013-2020) に参加せず。

カンクン合意 (2010) COP16

- ・ボトムアップ型、いわゆるプレッジ&レビューの仕組み (COP決定)
- ・目標提出を含め、法的義務は無い。
- ・対象は2013年から2020年までの期間。

パリ協定のポイント①

- ・COP21(2015年12月)において、パリ協定が採択された。
- ・主要排出国を含む全ての国が参加する、公平かつ実効的な枠組みが成立。

●長期目標

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。
 - ・出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成。
- ※先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

●プレッジ&レビュー

- ・主要排出国を含む全ての国が自国の国情に合わせ、温室効果ガス削減・抑制目標（NDC：Nationally Determined Contribution）を策定し、5年ごとに条約事務局に提出・更新。
- ・また、各国は目標の達成に向けた進捗状況に関する情報を定期的に提供。提出された情報は、専門家によるレビューを受ける。

●長期低排出発展戦略（Long term low greenhouse gas emission development strategy）

- ・全ての締約国は、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、及び通報するよう努力すべきであるとされた。
- ※COP21決定において、長期低排出発展戦略について、2020年までの提出が招請されている。

●市場メカニズム

- ・「国際的に移転される緩和の成果」を活用する場合（二国間クレジット制度（JCM）の活用を含む）、ダブルカウント防止等国連が定める強固なアカウンティング指針を適用する。こうした緩和成果の活用は、自主的であり、かつ当事国の承認を前提とする。

パリ協定のポイント②

● 途上国支援

- ・先進国は緩和と適応に関連して、途上国に対する資金支援を提供。途上国にも自主的な資金の提供を奨励。
- ※COP21決定において、2025年に先だって、年間1,000億ドル、を下限として、新たな定量的な全体の目標を設定することを決定。

● グローバル・ストックテイク

- ・長期目標の達成に向けた全体的な進捗を評価するため、2023年から5年ごとに実施状況（緩和、適応、実施手段、支援）を定期的に確認。その結果を各国の行動、支援の更新・拡充の際にインプット。

● 発効要件

- ・世界総排出量の55%以上の排出量を占める55ヶ国以上の締約国が批准。

● 脱退

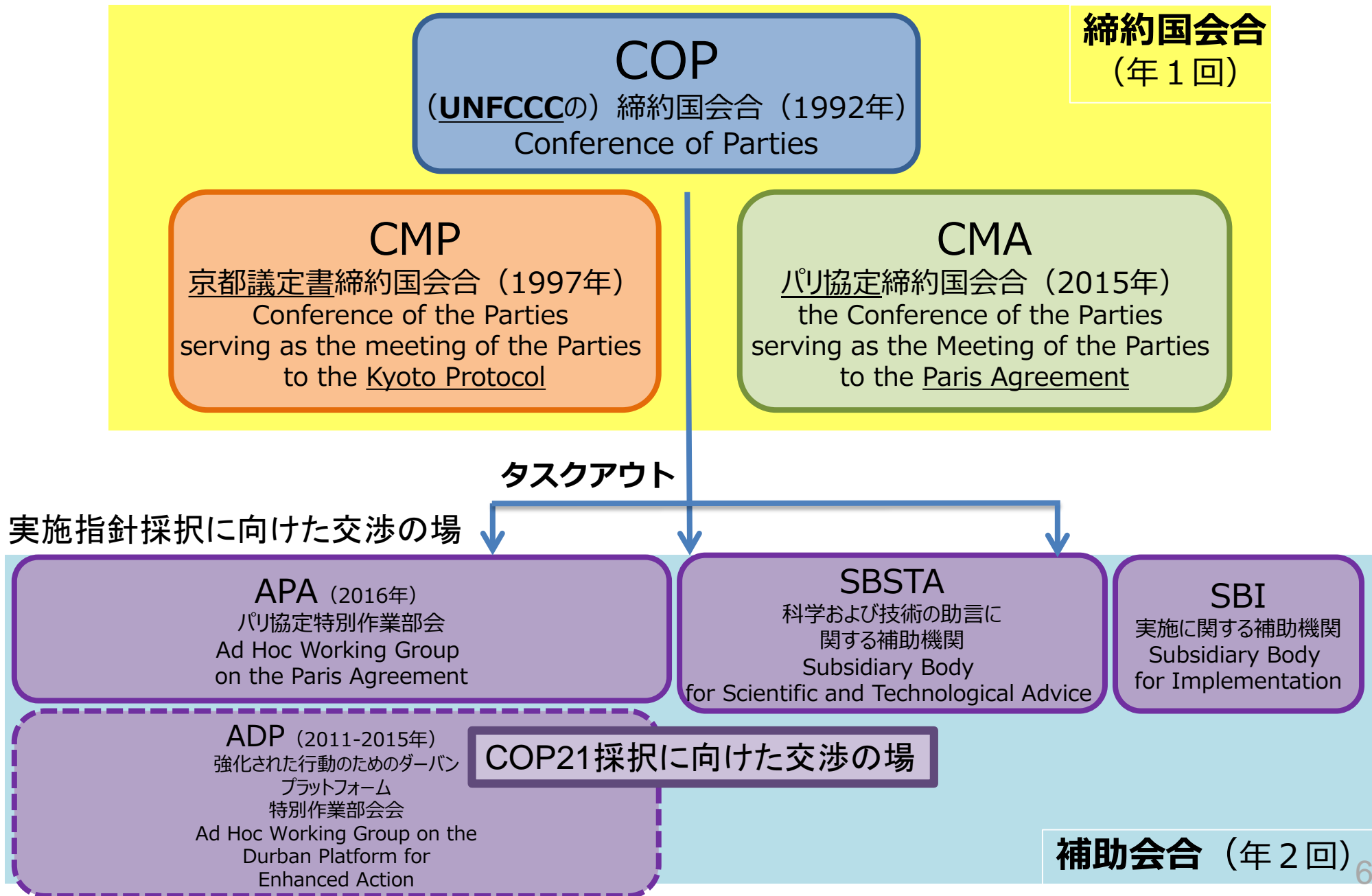
- ・締約国は、協定が自国について効力を生じた日から、3年を経過した後はいつでも、脱退の通告を行うことにより、脱退が可能。国連が通知を受領してから最短1年を経過した日に効力を生じる。

気候変動に関する先進国・途上国の義務の比較

	枠組条約（1992年）、 京都議定書（1997年）	カンクン合意（2010年） ※法的拘束力なし	パリ協定（2015年） ※法的拘束力あり
緩和 （排出削減）	<ul style="list-style-type: none"> 先進国は総量削減目標（京都議定書） 途上国は具体的な削減義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国は総量削減目標 途上国は「国別緩和行動」 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国、途上国とも「国別貢献」を5年毎に提出・更新 先進国は総量削減目標を継続、途上国も時とともに全経済の削減・抑制目標を目指す
資金支援	<ul style="list-style-type: none"> 先進国から途上国への提供義務 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国による1000億ドルの資金動員（途上国の緩和行動と透明性が前提） 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国の義務は継続 途上国にも任意の支援を奨励
行動の透明性	<ul style="list-style-type: none"> 先進国は毎年排出量報告、4年毎の国別報告（排出量に加え、緩和、適応、支援等の政策・措置を含む） 途上国は期限なしの報告義務 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国は2年毎の「隔年報告書」（目標の達成状況含む） 途上国は2年毎の「隔年更新報告書」（目標の達成状況含まず） 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国、途上国とも、2年毎に「国別貢献」の達成状況等を報告 内容について専門家がレビュー、多国間で検討








※上記のほかにも、適応、技術開発・移転、能力構築等について規定あり。

現在のCOP交渉の構造



各交渉グループのポジション①（先進国）

- 先進国は、EU、UG（米国・豪州・日本等）、EIG（スイス等）の3グループ。

	EU	アンブレラ・グループ (UG)	環境十全性グループ (EIG)
メンバー	 <p><u>ドイツ</u>、<u>フランス</u>、 フィンランド、マルタ、 ルクセンブルグ、 <u>ポーランド</u>(COP24議長国) 等</p> <p>※<u>英国</u>は離脱交渉が終了する まで、EUの一員として交渉 方針を調整。</p>	   <p><u>豪州</u>（とりまとめ）、 <u>米国</u>、<u>日本</u>、カナダ、NZ、ロシア、 ノルウェー、アイスランド、 ウクライナ、カザフスタン</p> <p>※オブザーバーで、<u>スイス</u>、イスラ エル、ベラルーシが入ることがある</p>	   <p><u>スイス</u>（とりまとめ）、 韓国、メキシコ、モナコ、 リヒテンシュタイン</p>
傾向	<ul style="list-style-type: none"> 環境至上主義的な傾向 途上国の主張に融和的 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と成長のバランスを重視 二分論に反対 ゆるやかな連帯で、意見が 統一できない論点もある (※ノルウェーはEU寄り等) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標の達成のために、 市場メカニズムを大きく 活用したい意向

出所：『精神論抜きの地球温暖化対策—パリ協定とその後』（東京大学有馬教授）
『COP21パリ協定の概要と分析・評価』（電力中央研究所）等

各交渉グループのポジション②（途上国）

- G77+中国という大きな連合体が存在するが、プレナリーで抽象的な発言をする程度にとどまり、それ以外は下記交渉グループごとに発言することが多い。

	AOSIS 小島嶼国連合	LDCs 後発開発途上国	LMDC 同志途上国	AILAC ラ米・カリブ海 独立連合	AGN アフリカ 交渉グループ
メンバー	モルディブ、 マーシャル諸島、 セントルシア、 ナウル、ツバル、 フィジー(COP23 議長国) 等	エチオピア、ブータン、 ソロモン諸島、 バングラデシュ、 ネパール、アンゴラ、 ブルキナファソ、 ツバル（再掲）等	中国、インド、イラン、 サウジアラビア、 ベネズエラ、 エクアドル、 マレーシア 等	チリ、ペルー、 コロンビア、 コスタリカ、 グアテマラ 等	南アフリカ、 ジンバブエ、 スーダン、マリ、 ガンビア 等
傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5度目標と ロスダメに関心 ・教義的な性格は弱く、 比較的融通が利く ・シンガポールの 影響力が大きい との見立ても 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5度目標、 ロスダメ、支援 に関心 ・AOSISの主張 と近いが、 より二分論を 強調する傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・二分論を強硬 に主張 ・反米的な主張 ・先進国に対し、 目標強化と 支援を要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標義務化 や支援拡大 を主張 ・二分論にも 言及するが、 親米的な立場。 EUとも近い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカの 脆弱性から 環境重視 ・二分論を 主張 ・適応、支援 に関心

※この他のグループとして、ABU（ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ）、SIDS（Small Island Developing Countries）、OPEC（サウジ等）、ALBA（米州ボリバル同盟：ベネズエラ、ボリビア等）、BASIC（ブラジル・南ア・インド・中国）等がある。

（出所：前頁と同）

各交渉グループのポジション分布

